

事 務 連 絡
令和6年10月25日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

一般就労している障害者が休職からの復職を目指す場合の
就労系障害福祉サービスの利用に係る考え方について

障害保健福祉行政の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

一般就労している障害者が休職からの復職を目指す場合の就労系障害福祉サービスの利用について、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1」問52において、以下の要件をいずれも満たす場合には、支給決定を行って差し支えないとしているところです。

- ・ 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ・ 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- ・ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職に繋げることが可能であると市区町村が判断した場合

これらの要件の該非について、自治体が判断するに当たり、参考とするべき観点を下記のとおりお示ししますので、各自治体におかれては、御了知の上、管内市区町村、関係団体及び関係機関に御周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 「当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合」について
復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合の例は以下のとおりである。
 - ・ 地域において復職支援を実施している就労支援機関や医療機関が多くの利用者を抱えており、当該休職者が復職支援を受けるまでに一定の時間を要することが見込まれる

場合、又は十分な頻度で復職支援を受けることが見込まれないといった状況にある場合

- ・ 当該休職者の自宅等から復職支援を実施している就労支援機関や医療機関への通所に要する時間のために、当該休職者に過度な負担が生じる場合
- ・ 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関が提供する復職支援の内容が、本人の障害や希望等と合致しない場合
- ・ 地域における就労支援機関である障害者職業センター（以下「地域障害者職業センター」という。）の復職支援（以下「リワーク支援」という。）の対象外となる場合

なお、リワーク支援の対象外となる場合は、以下のとおりである。

- ・ 公務員である場合、
- ・ 当該休職者、企業及び主治医がリワーク支援の実施内容等に同意しない場合

2 リワーク支援の利用が困難であることを示す書類の作成の取扱いについて

地域障害者職業センターは、リワーク支援の利用が困難であることを示す書類の作成依頼については受け付けておらず、リワーク支援の混雑状況のみ回答をしている。

市区町村におかれては、相談支援事業所が地域障害者職業センターからリワーク支援の利用が困難である旨を聞き取った内容をもとに作成した書類により、支給決定の判断を行うこと。

(参考1)

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」(令和6年3月29日)」

6. 就労系サービス

(1) 就労系サービスにおける共通事項

(休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用)

問52 一般就労している障害者が休職した場合、休職期間中において就労系障害福祉サービスを利用することができるか。

(答)

障害福祉サービスの支給決定プロセスにおいて、障害者手帳等により、申請者が支給決定の対象である障害者であることを確認することとなっている。「介護給付費等に係る支給決定事務等について」(事務処理要領)

その上で、一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の要件をいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行って差し支えない。

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- ③ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

なお、上記①及び②の要件に該当するかについては、下記ア～ウが作成する以下の書類の提出により、確認を行うこと。

ア 雇用先企業

- ・ 当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

イ 休職に係る診断をした主治医

- ・ 当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

ウ 相談支援事業所(申請者)

- ・ 地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であること、及び地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類

※ セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類。この場合、市区町村は、地域における就労支援機関及び医療機関による復職支援の実施状況等を調査した上で、支給決定の可否を判断すること。

また、令和6年4月より前に支給決定された場合については、令和6年4月以降の受給者証の更新の際に、上記要件を満たしていることを同様の書類の提出をもって確認し、支給決定を更新すること。

(参考)「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」(抄)

第2-I-2

(3) 支給決定又は地域相談支援給付決定の対象となる障害者又は障害児であることの確認
市町村は、支給申請があった場合は、以下の書類又は確認方法により、申請者又はその児童が給付の対象となる障害者又は障害児であるかどうかを確認する。

ア 身体障害者

身体障害者手帳

イ 知的障害者

① 療育手帳

② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

ウ 精神障害者

以下のいずれかの書類により確認する(これらに限定されるものではない)。

① 精神障害者保健福祉手帳

② 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)

③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

④ 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)

⑤ 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること) 等

(以下略)

(今回の改正に伴い、以下の Q&A について削除)

- ・平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A (平成 29 年 3 月 30 日)
問 1 2 (就労系障害福祉サービスの休職期間中の利用)

(参考2)

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」
（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（令和6年3月29日最終改正）（抜粋）

イ 休職からの復職を目指す場合（復職支援型）

復職に必要な生活リズムの確立、体力や集中力の回復、主治医や産業医との連携等を通じ、円滑な職場復帰を目指すことを目的とする。

a 対象者

通常の事業所に雇用されている障害者であって、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの

b 利用条件

以下の条件をいずれも満たした場合に利用できるものとする。

(a) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない又は困難である場合

(b) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合

(c) 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

c 支給決定に当たっての留意事項

bの(a)及び(b)の要件に該当するかについては、以下のiからiiiまでの書類の提出により、確認を行うこと。

i 雇用先企業からの資料

当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

ii 休職に係る診断をした主治医からの資料

当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

iii 相談支援事業所（申請者）からの資料

地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であることや、地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類（ただし、セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類。この場合、市町村は、地域における就労支援機関及び医療機関による復職支援の実施状況等を調査した上で、支給決定の可否を判断すること。）

また、令和6年3月31日以前に支給決定された場合については、令和6年4月以降の受給者証の更新の際に、上記要件を満たしていることについて、同様の書類

の提出をもって確認した上で、支給決定を更新すること。

d 利用期間

支給決定期間は、1 か月から 6 か月までの範囲内で月を単位として定めること。利用期間については、企業の定める休職期間の終了までの期間（上限 2 年）とする。